

※公告時から変更された部分について、朱書きで記載している。

令和7年度 和歌山平野農地防災事業
名草排水路第3-3工区工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
和歌山平野農地防災事業所

項 目	内 容	摘 要
第1章 総則	<p>令和7年度 和歌山平野農地防災事業名草排水路第3-3工区工事（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和8年4月）」 （URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施する。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>	
第2章 工事内容	<p>1 目的 本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、名草排水路を改修するものである。</p> <p>2 工事場所 和歌山県和歌山市和田地内</p> <p>3 工事概要 本工事の概要は次のとおりである。 水路延長 L=47.7m 施工始点 測点No. 35+8.7 施工終点 測点No. 37+16.434 内訳 護岸工 L=47.7m(両岸)</p> <p>4 工事数量 別紙「工事数量表」のとおりである。</p> <p>5 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和8年6月16日から令和9年3月12日まで （余裕期間：契約締結の日から令和8年6月15日まで） ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p>	
第3章 施工条件	<p>1 工事期間中の休業日 工事期間中の休業日として、雨天・休日等13日（月平均）を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。</p> <p>2 寒中コンクリート 1) 本工事におけるコンクリート工事で冬期期間に施工するものに当たっては、気象の変動を的確に把握し、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」としての施工を行わなければならない。</p>	

項目	内 容		摘要																		
3 工程制限	<p>2) 発注者が想定している寒中コンクリートの施工期間は、令和9年1月8日から令和9年2月5日である。</p> <p>なお、受注者の都合による工事工程の変更により生じる数量の増減は、契約変更の対象としない。</p> <p>3) 受注者は、寒中コンクリートの養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-6に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。</p>																				
4 工事を施工しない日	<p>水路内工事は、非かんがい期（令和8年10月1日以降）でなければ工事着手できない。なお、詳細な期間は、監督職員と打合わせるものとする。</p> <p>借地復旧工事は、令和8年9月末までに完成させることとする。ただし、復旧状況等により期間内の完成が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																				
5 工事を施工しない時間帯	<p>原則、土曜日、日曜日、大型連休、夏季休暇及び年末年始休暇とする。ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。</p> <p>なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																				
<p>第4章 現場条件</p> <p>1 土質</p>	<p>本工事の施工場所の土質は、砂質土を想定している。</p>																				
<p>2 第三者に対する措置</p> <p>(1) 騒音、振動対策</p>	<p>1) 騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。</p> <p>2) 特に住宅隣接箇所における構造物の取り壊し等に際しては、低騒音・低振動の機種を使用するものとする。</p> <p>3) 工事の着手前及び施工時には、次表のとおり騒音・振動調査を実施するものとし、その調査結果について、監督職員が示す様式（騒音測定一覧表及び振動測定一覧表）により、速やかに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、測定結果が下表に示す基準値を超える場合は、直ちに作業を中止し、監督職員と協議するものとする。</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>騒音レベル測定</th> <th>振動レベル測定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定方法</td> <td>特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）</td> <td>振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）</td> </tr> <tr> <td>基準値</td> <td>85dB</td> <td>75dB</td> </tr> <tr> <td>測定日数</td> <td colspan="2">工事着手前1日、工事实施中 各1日</td> </tr> <tr> <td>測定地点</td> <td>工事实施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。</td> <td>工事实施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。</td> </tr> <tr> <td>測定時間等</td> <td>午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。</td> <td>午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。</td> </tr> </tbody> </table>			騒音レベル測定	振動レベル測定	測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）	振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）	基準値	85dB	75dB	測定日数	工事着手前1日、工事实施中 各1日		測定地点	工事实施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	工事实施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	測定時間等	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。	
	騒音レベル測定	振動レベル測定																			
測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）	振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）																			
基準値	85dB	75dB																			
測定日数	工事着手前1日、工事实施中 各1日																				
測定地点	工事实施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	工事实施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。																			
測定時間等	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。																			

項目	内容		摘要																
(2) 境界対策	<p>なお、その都度、主要騒音要因を適切に評価・記載するものとする。</p>	<p>なお、その都度、主要振動要因を適切に評価・記載するものとする。</p>																	
	<p>本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルの生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。</p>																		
(3) 営農対策	<p>本工事の隣接農地における営農に支障が出ないよう配慮しなければならない。</p>																		
(4) 現場内への立入制限等	<p>安全のため第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。</p>																		
(5) 保安対策	<p>1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																		
(6) 交通対策	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配置場所</th> <th>交通誘導警備員</th> <th>昼夜別</th> <th>交代要員の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道神前冬野線 (規制区間)</td> <td>2人/日</td> <td>昼間</td> <td>有</td> <td>交通規制時</td> </tr> <tr> <td>借地復旧工施工箇所 入口</td> <td>1人/日</td> <td>昼間</td> <td>有</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備考	市道神前冬野線 (規制区間)	2人/日	昼間	有	交通規制時	借地復旧工施工箇所 入口	1人/日	昼間	有	
	配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備考														
	市道神前冬野線 (規制区間)	2人/日	昼間	有	交通規制時														
借地復旧工施工箇所 入口	1人/日	昼間	有																
<p>1) 市道神前冬野線は車両の通行止めによる、交通規制を想定しているが、歩行者・自転車通行者、及び沿道の住宅・施設関係者の出入りには配慮しなければならない。 2) 上記の規制は昼間を想定しており、夜間は道路を開放すること。 3) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。 4) 工事用車両は、主要資材及び土砂の搬入出等において、車両からの流出、飛散等を防止しなければならない。 5) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、その補修工事を指示することがある。 工事現場周辺の一般道路について、工事用車両が頻繁に通行する道路について、事前に路面状況等を記録しておくものとする。なお、受注者の責で道路を破損した場合は原形復旧を行うこととする。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																			
(7) 早朝及び夜間作業の禁止	<p>労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。</p>																		
(8) 防塵対策	<p>強風・乾燥時等に工事用道路及び周辺道路等を走行する場合は、防塵に十分配慮すること。 なお、防塵対策として工事用道路の散水は計画していないが、必要と想定される場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																		

項 目	内 容	摘 要								
(9) 関係機関との調整 (10) 地上地下施設に対する安全対策 3 照査	1) 施設管理者である和歌山市とは令和 8 年 8 月頃協議成立見込みである。 2) 借地復旧部は埋蔵文化財包蔵地に該当しているため、慎重に工事を行わなければならない。 1) 受注者は、共通仕様書第 1 編 3-2-2 の 1 (2) に示すとおり架空線等の上空施設の調査を行い、監督職員に報告するものとし、架空線等上空施設の下を工事用車両等が通過する箇所では、高さ制限を確認する安全対策施設（簡易ゲート）の設置を行うものとする。ただし、安全対策施設について施工計画対策が不要な場合はこの限りではない。 なお、架空線等の安全対策に要する誘導員の配置や架空線の防護管を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 受注者は、地下埋設物の埋設状況について関係機関の他、設計図書や監督職員からの情報を把握するものとする。なお、埋設物周辺では慎重な施工を行うものとする。また、新たに地下埋設物を発見した場合は共通仕様書第 1 章 1 - 1 - 36 に基づき監督職員に報告するものとする。 なお、円滑な施工を行うために試掘調査が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 共通仕様書第 1 編 1-1-3 に基づく設計図書の照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。									
第 5 章 指定仮設										
1 工事用地等	1) 本工事に必要な借地範囲は別添図面に示すとおりであり、受注者は、この借地範囲に資材置場等を設置するものとする。 2) 耕地上に資材置場及び工事用道路造成等の盛土を行う場合は、土木シートを敷設するものとし、シート撤去時に盛土材等が耕地に飛散し復旧後の営農に支障を与えることのないよう、盛土の材料には良質な材料を使用するものとする。 3) 工事用地等の使用に先立ち、借地用地及び借地用地に近接する部分の地盤高さを 10m メッシュの頻度で計測するものとし、測定した箇所は座標にて管理し、測定結果を監督職員に報告するものとする。 4) 工事用地等については、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。									
2 水替工	1) 本工事における湧水量は、次のとおり想定している。 <table border="1" data-bbox="383 1500 1324 1601"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>想定排水量</th> <th>排水方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮締切</td> <td>Q_{max}=7m³/hr未満</td> <td>常時排水</td> <td>3箇所</td> </tr> </tbody> </table> 2) 受注者は、現場での湧水量について、実態に基づき計測及びポンプ等の設置と現場施工状況管理を行い監督職員に報告するとともに、監督職員の確認を得るものとする。	場所	想定排水量	排水方法	備考	仮締切	Q _{max} =7m ³ /hr未満	常時排水	3箇所	
場所	想定排水量	排水方法	備考							
仮締切	Q _{max} =7m ³ /hr未満	常時排水	3箇所							
3 仮締切工	図面に示す既設水路の仮締切工について、止水が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。また、工事期間中の点検、補修、維持管理及び施工完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。									
4 土取場、建設発生土受入地等 (1) 建設発生土(搬入)	1) 本工事では、他工事からの発生土として次の土量の搬入を予定している。 <table border="1" data-bbox="375 2060 1316 2105"> <thead> <tr> <th>搬入元工事名</th> <th>所在地</th> <th>搬入量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	搬入元工事名	所在地	搬入量	備考					
搬入元工事名	所在地	搬入量	備考							

項 目	内 容				摘 要									
<p>第6章 工事用地等</p> <p>1 発注者が確保している用地</p> <p>2 工事用地等の使用及び返還</p> <p>3 受注者の裁量による工事用地等</p> <p>第7章 支給材料</p> <p>1 支給材料</p> <p>2 引渡方法等</p> <p>第8章 工事用電力</p> <p>第9章 工事用材料</p> <p>1 規格及び品質</p>	<p>関戸工区工事施工ヤード</p>	<p>和歌山市和佐関戸地先</p>	<p>534m³</p>	<p>借地復旧工</p>										
	<p>2) 搬入土の受け渡し場所は、本工事現場とする。</p>													
	<p>発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。</p>													
	<p>1) 工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会のうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。</p>													
	<p>2) 受注者は、工事用地等を監督職員の指示に基づき、適切に使用しなければならない。</p>													
	<p>3) 受注者は、使用条件に基づき必要な措置を講じたあと、監督職員及び土地の所有者の立会いのもと、土地使用補償契約に定める期間内に工事用地の返還を行うものとする。</p>													
	<p>なお、監督職員から要請があった場合は、「土地返還引受書」の徴取に協力するものとする。</p>													
	<p>4) 受注者は、工事用地の返還後、土地の所有者等から原形復旧について苦情等があった場合は、監督職員と協議の上、誠意を持って対応するものとする。</p>													
	<p>発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。</p>													
	<p>支給する材料は、次のとおりである。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レジンコンクリートパネル</td> <td>450 × 1200</td> <td>枚</td> <td>28</td> <td>設置材料含む</td> </tr> </tbody> </table>					品 名	規 格	単 位	数 量	備 考	レジンコンクリートパネル	450 × 1200	枚	28	設置材料含む
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考										
レジンコンクリートパネル	450 × 1200	枚	28	設置材料含む										
<p>支給材料の引渡し方法等は次のとおりとする。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>引渡し時期</th> <th>引渡し方法</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山県和歌山市和田地内</td> <td>令和8年9月</td> <td>積込・運搬は本工事受注者が行う</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					場 所	引渡し時期	引渡し方法	備 考	和歌山県和歌山市和田地内	令和8年9月	積込・運搬は本工事受注者が行う			
場 所	引渡し時期	引渡し方法	備 考											
和歌山県和歌山市和田地内	令和8年9月	積込・運搬は本工事受注者が行う												
<p>本工事で使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。</p>														
<p>本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。</p>														
<p>1) 石材及び骨材 単粒度砕石 S-40</p>														
<p>2) 鋼材 鋼矢板 U形Ⅲ型 H形鋼 300×300×10×15</p>														
<p>3) コンクリート二次製品 レジンコンクリートパネル 粗度係数0.010 以下</p>														

項 目	内 容	摘 要																																				
2 見本又は資料提出	<p>農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】(案)のアンカー固定式パネル工法に使用する材料・工法の品質規格に適合するものとする。</p> <p>4) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="386 459 1337 683"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>呼び強度 (N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>粗骨材の最大寸法 (mm)</th> <th>W/C (%)</th> <th>セメントの種類による記号</th> <th>使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋コンクリート</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>25 (20)</td> <td>65 以下</td> <td>BB</td> <td>底版コンクリート 埋戻しコンクリート</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。</p> <p>5) 舗装材 アスファルト混合物 再生密粒度アスコン(13) アスファルト乳剤 JIS K 2208、PK-3</p> <p>6) フェンス類 転落防止柵 亜鉛メッキ、H=1.2m</p> <p>7) その他 水抜孔 底版用ウィープホール 目地材 ゴム発泡体・硬度 20 シーリング材 2成分形変成シリコーン系シーリング材 路盤紙 クラフト紙</p> <table border="1" data-bbox="371 1167 1334 1294"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>W/C (%)</th> <th>フロー値 (mm)</th> <th>使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高流動モルタル</td> <td>58以下</td> <td>260±30</td> <td>レジンコンクリートパネル 充填材</td> </tr> </tbody> </table> <p>パネル工で使用するシーリング材及びグラウト材は、農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】(案)のアンカー固定式パネル工法に使用する材料・工法の品質規格に適合するものとする。</p> <p>8) 木材 受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。</p> <p>1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が指示した場合は、これに応じなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="430 1758 1275 2085"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>提 出 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石材及び骨材</td> <td>試験成績書、粒度分布表</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>示方配合表、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>鋼材類</td> <td>ミルシート</td> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>試験成績表</td> </tr> <tr> <td>その他資材</td> <td>カタログ、試験成績書等</td> </tr> </tbody> </table>	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの種類による記号	使用目的	無筋コンクリート	18	8	25 (20)	65 以下	BB	底版コンクリート 埋戻しコンクリート	種類	W/C (%)	フロー値 (mm)	使用目的	高流動モルタル	58以下	260±30	レジンコンクリートパネル 充填材	材 料 名	提 出 物	石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表	コンクリート	示方配合表、試験成績書	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	鋼材類	ミルシート	アスファルト	試験成績表	その他資材	カタログ、試験成績書等	
	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの種類による記号	使用目的																															
	無筋コンクリート	18	8	25 (20)	65 以下	BB	底版コンクリート 埋戻しコンクリート																															
	種類	W/C (%)	フロー値 (mm)	使用目的																																		
	高流動モルタル	58以下	260±30	レジンコンクリートパネル 充填材																																		
	材 料 名	提 出 物																																				
	石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表																																				
	コンクリート	示方配合表、試験成績書																																				
	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書																																				
	鋼材類	ミルシート																																				
アスファルト	試験成績表																																					
その他資材	カタログ、試験成績書等																																					

項 目	内 容	摘 要									
<p>3 監督職員の検査又は試験</p>	<p>次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="406 336 1284 481"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>検査・試験項目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レジンコンクリートパネル</td> <td>外観、寸法</td> <td>搬入時抽出検査</td> </tr> <tr> <td>鋼材</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	材 料 名	検査・試験項目	備 考	レジンコンクリートパネル	外観、寸法	搬入時抽出検査	鋼材	〃	〃	
材 料 名	検査・試験項目	備 考									
レジンコンクリートパネル	外観、寸法	搬入時抽出検査									
鋼材	〃	〃									
<p>第10章 施工</p>											
<p>1 一般事項</p>											
<p>(1) 基準点</p>	<p>本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途監督職員が指示する。 なお、基準点等の位置データは測地成果2011に対応したものである。</p>										
<p>(2) 中間技術検査</p>	<p>1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。</p>										
<p>(3) 既設構造物に対する措置</p>	<p>1) 本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。また、原形復旧する構造物については、既設構造物の形状、設置位置（座標による設置位置の記録）を確認し、監督職員に報告するものとする。 2) 施工中に設計図書に示していない構造物が発見された場合、必要に応じ、撤去・復旧を指示する場合がある。 3) 再利用する構造物がある場合は、慎重に取り扱うものとし、復旧まで現場内で保管するものとする。 なお、再利用が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 4) 受注者は、本工事の施工時に再利用が可能な資材、有価物を確認した場合は、監督職員と協議するものとする。 5) 既存護岸は古い石積み（小端積み）で貴重な紀州青石（緑色片岩）が使われている等、竈山神社、竈山の御墓及び雄詰橋の歴史的景観の保全を図る歴史的景観ゾーンであり、施工にあたり既存施設の変状に十分配慮すること。</p>										
<p>(4) 設計図書の充足</p>	<p>本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。</p>										
<p>2 再生資源等の利用</p>											
<p>(1) 建設副産物</p>	<p>1) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 2) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であ</p>										

項 目	内 容	摘 要																																	
(2) 再生資材の利用	<p>るなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>受注者は、次に示す再生資源を利用しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="403 770 1289 891"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td>再生密粒度アスコン (13)</td> <td>使用箇所：道路舗装復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。</p>	資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン (13)	使用箇所：道路舗装復旧																												
資 材 名	規 格	備 考																																	
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン (13)	使用箇所：道路舗装復旧																																	
3 建設資材廃棄物等の搬出	<p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="371 1207 1337 1641"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物</th> <th>処理施設名</th> <th>住 所</th> <th>受入時間</th> <th>事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート殻（無筋）</td> <td>(株) 坂口興業</td> <td>和歌山市松原398番地</td> <td>7:00 ~ 17:00</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>建設発生土（砂質土）</td> <td>(株) 幸輝開発</td> <td>和歌山市広原770番地他</td> <td>8:00 ~ 17:00</td> <td>建設発生土受入施設</td> </tr> <tr> <td>アスファルト殻</td> <td>(株) 坂口興業</td> <td>和歌山市松原398番地</td> <td>7:00 ~ 17:00</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック（土木シート）</td> <td>(株) ヴァイオス</td> <td>紀の川市桃山町調月2822番</td> <td>9:00 ~ 17:00</td> <td>再資源化施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、「資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規定について（令和6年5月28日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）」に基づき適正な搬出先への確実な搬出を行い、その内容を監督職員へ報告すること。</p> <p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="371 1951 1281 2038"> <thead> <tr> <th>工</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	コンクリート殻（無筋）	(株) 坂口興業	和歌山市松原398番地	7:00 ~ 17:00	再資源化施設	建設発生土（砂質土）	(株) 幸輝開発	和歌山市広原770番地他	8:00 ~ 17:00	建設発生土受入施設	アスファルト殻	(株) 坂口興業	和歌山市松原398番地	7:00 ~ 17:00	再資源化施設	廃プラスチック（土木シート）	(株) ヴァイオス	紀の川市桃山町調月2822番	9:00 ~ 17:00	再資源化施設	工	工 程	作業内容	分別解体等の方法					
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																															
コンクリート殻（無筋）	(株) 坂口興業	和歌山市松原398番地	7:00 ~ 17:00	再資源化施設																															
建設発生土（砂質土）	(株) 幸輝開発	和歌山市広原770番地他	8:00 ~ 17:00	建設発生土受入施設																															
アスファルト殻	(株) 坂口興業	和歌山市松原398番地	7:00 ~ 17:00	再資源化施設																															
廃プラスチック（土木シート）	(株) ヴァイオス	紀の川市桃山町調月2822番	9:00 ~ 17:00	再資源化施設																															
工	工 程	作業内容	分別解体等の方法																																
4 特定建設資材の分別解体等																																			

項 目	内 容			摘 要
	程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		②土工	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
		④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
5 土工	1) 耕地の表土の剥ぎ取り厚さは、20cm 程度とし、表土の仮置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。			
	2) 表土の剥ぎ取りに先立ち監督職員、地権者等の立会を得て、表土の厚さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。			
	3) 表土掘削土以外の土は搬出処分するものとする。			
	4) 車両系荷役運搬機械を現場内で使用する場合及び仮設切梁下で作業を行う重機については、当該作業に係る場所の広さ、障害物、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に関して施工計画書に記載するものとする。			
6 構造物撤去工	撤去前に現地にて計測確認を行い、結果を監督職員に報告するものとする。			
7 コンクリート工	生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行わせるものとする。 なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処理するものとする。			
8 パネル工	1) 鋼矢板の素地調整後にパネルを組み立て、目地を設置し、接続金具で鋼矢板に設置した後、底版コンクリートを打設する。 2) パネル材と鋼矢板の間に裏込め材を充填する際には、空気溜まりが生じないように、目視や打診棒等で確認しながら注入する。 3) パネル材料は反りや欠けができないように保管や取り扱いに注意する。			
9 矢板工	1) 雄誥橋付近については、上部障害クリア工法による単独圧入を想定しているが同等以上の品質を確保出来る工法の提案がある場合、監督職員と協議するものとする。 2) 鋼矢板切断後の発生材は監督職員が指示する箇所に整理して存置すること。			
第11章 施工管理				
1 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。			
2 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。			

項 目	内 容	摘 要
<p>3 施工管理の追加項目</p>	<p>パネル工の施工管理項目は、「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】(案) 付属資料編」(開水路補修工事の施工管理項目等参考例)によるものとする。</p>	
<p>第12章 条件変更の補足説明</p>	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 土 質 2) 転石の出現 3) 湧水及び地下水の噴出 4) 予想できなかった騒音及び交通規制 5) 第三者による事業の妨害 6) 地下埋設物 (埋蔵文化財を含む) の出現 7) 関係機関との協議 8) その他監督職員が認めた事項 	
<p>第13章 公共事業関係調査に対する調査</p>	<p>本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。</p> <p>なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。</p>	
<p>第14章 その他</p>		
<p>1 電子納品</p>	<p>工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-RまたはBD-R) 正副2部 	
<p>2 週休2日による施工</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費 (率分)、現場管理費 (率分) を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 <p>なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 (受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など) は含めない。 ②現場閉所とは、現場事務所等での作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休2日 (4週8休以上) の実施の確認方法は、次によるものとする。 	

項 目	内 容	摘 要																								
	<p>①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共有仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。</p> <p>①補正係数</p> <table border="1" data-bbox="414 840 1292 1108"> <thead> <tr> <th></th> <th>週単位の週休2日</th> <th>月単位の週休2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>現場閉所1週間に2日以上</td> <td>現場閉所率28.5%（8日/28日）以上</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td> <td>1.06</td> <td>1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>②補正方法</p> <p>当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日補正を達成できない場合は、補正を行わず減額変更する。</p> <p>また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令順守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p> <p>6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。</p> <table border="1" data-bbox="438 1691 1268 1825"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>補正係数</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>月単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造物とりこわし工</td> <td>機械</td> <td>1.01</td> <td>標準単価</td> </tr> </tbody> </table>		週単位の週休2日	月単位の週休2日	現場閉所率	現場閉所1週間に2日以上	現場閉所率28.5%（8日/28日）以上	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	名 称	区分	補正係数	備考	月単位	構造物とりこわし工	機械	1.01	標準単価	
	週単位の週休2日	月単位の週休2日																								
現場閉所率	現場閉所1週間に2日以上	現場閉所率28.5%（8日/28日）以上																								
労務費	1.02	1.02																								
共通仮設費（率分）	1.05	1.04																								
現場管理費（率分）	1.06	1.05																								
名 称	区分	補正係数	備考																							
		月単位																								
構造物とりこわし工	機械	1.01	標準単価																							
<p>3 1日未満で完了する作業の積算</p>	<p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。</p> <p>本項目に関する積算基準は、 URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf を参照。</p>																									

項 目	内 容	摘 要
<p>4 熱中症対策に係る費用の計上</p> <p>第15章 定めなき事項</p>	<p>2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p> <p>(1) 本工事は、次の熱中症対策を実施する場合のリース費用等を設計変更により対応する施工工事である。</p> <p>1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）</p> <p>2) ドライミスト</p> <p>3) 暑さ指数（WBGT値）の計測装置</p> <p>(2) (1)の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記載し、監督職員へ提出する。</p> <p>(3) 設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト（URL：https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）における、工事現場から最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。</p> <p>この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	